

## 特定事業所集中減算の「正当な理由」の判断基準（三鷹市）

- 1 居宅介護支援事業所が所在する日常生活圏域において、サービス種別ごとの事業所数が当該判定期間の初日現在で5事業所未満である場合  
※日常生活圏域とは、介護保険法第 117 条第 2 項第 1 号の規定により、市が介護保険事業計画において定める区域をいう。
- 2 判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画件数が20件以下である場合
- 3 判定期間の1月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた居宅サービス計画の件数が1月当たり平均10件以下の場合
- 4 東京都福祉サービス第三者評価を受審して公表に同意した場合
  - (1) 対象となる事業所は、居宅介護支援事業所からの紹介率が80%を超えた法人のサービス事業所で、居宅サービス計画に最も多く位置付けられた事業所とする。
  - (2) 東京都福祉サービス第三者評価の有効期間は、評価実施期間最終日（福祉サービス第三者評価結果報告書における事業者の同意日）を起算日とし、起算日が属する判定期間から6期分とする。
  - (3) 評価結果が次の条件を満たす場合に限る。
    - ア 「標準の評価」を選択した事業者は、【別紙】の①の欄に掲げる評価結果であること。
    - イ 「利用者調査とサービス項目を中心とした評価」を選択した事業者は、【別紙】の①及び②の欄に掲げる評価結果であること。
- 5 判定期間中に休止・廃止をした場合  
判定期間内に休止、廃止した事業所については基本的に判定対象とはならないが、判定期間内に暦月で1月以上の期間休止した後、同期間内に再開した事業所については判定の対象となること。

## 【別紙】

評価項目 対象事業所	①サービス項目<6-1~6>		②利用者保護に関する項目	
	評価 項目数	評価	評価 項目数	評価
訪問介護	16	全ての評価項目で「標準項目を すべて満たしている状態」	2	全ての評価項目で「標準項目を すべて満たしている状態」
通所介護	22(注1)	全ての評価項目で「標準項目を すべて満たしている状態」	2	全ての評価項目で「標準項目を すべて満たしている状態」
福祉用具貸与	15	全ての評価項目で「標準項目を すべて満たしている状態」	2	全ての評価項目で「標準項目を すべて満たしている状態」

(注1) 入浴介助体制がない事業者については、項目4-3を除いた21項目とする。